

土地活用等
でお悩みの
方へ

杉並区民営自転車駐車場 育成補助金のご案内



～杉並区では、放置自転車のない快適で安全なまちづくりの実現にむけて、駅周辺に民営自転車駐車場を設置し、運営する方にその経費の一部を補助します～

補助交付要件

- 1 条例で定める放置禁止区域内にあること
- 2 一般区民が利用する自転車を駐車できること
- 3 構造、設備が利用者の安全を確保でき、有効に駐車できること
- 4 継続して5年以上運営されること
- 5 区長が必要と認めるもの

※ 建設工事着手前の申請とし、毎年度2月末までに完了予定のもの

補助対象経費

上記交付要件に該当する自転車駐車場の建設費及び管理費（土地取得費、建物等解体費、賃借料、各種手数料等費用及び消費税は除く）

補助金額

【建設費】

- ・ 区の標準建設費または建設実経費（※1）のいずれか低い額の1/2以内
- ・ 標準建設費：110,000円/台
- ・ 補助限度額：1,000万円

※1 自転車駐車場建設費及び駐車用機械器具等整備費

【管理費】（当初3年間※2）

1日あたりの平均駐車台数か収容台数のいずれか低い台数に3,000円をかけた額。

※2 供用開始日の翌年度4月1日～3月31日までを1年目と起算し、以降3年目まで

◇算出計算例◇…収容台数50台、建設実経費6,000,000円、補助割合1/2の場合

【建設費】

- ・ 標準建設費 @110,000円×50台=5,500,000円
- ・ 標準建設費（5,500,000円）<建設実経費（6,000,000円）
よって、5,500,000円×1/2=2,750,000円
- ・ 建設費補助金額=2,750,000円

【管理費】

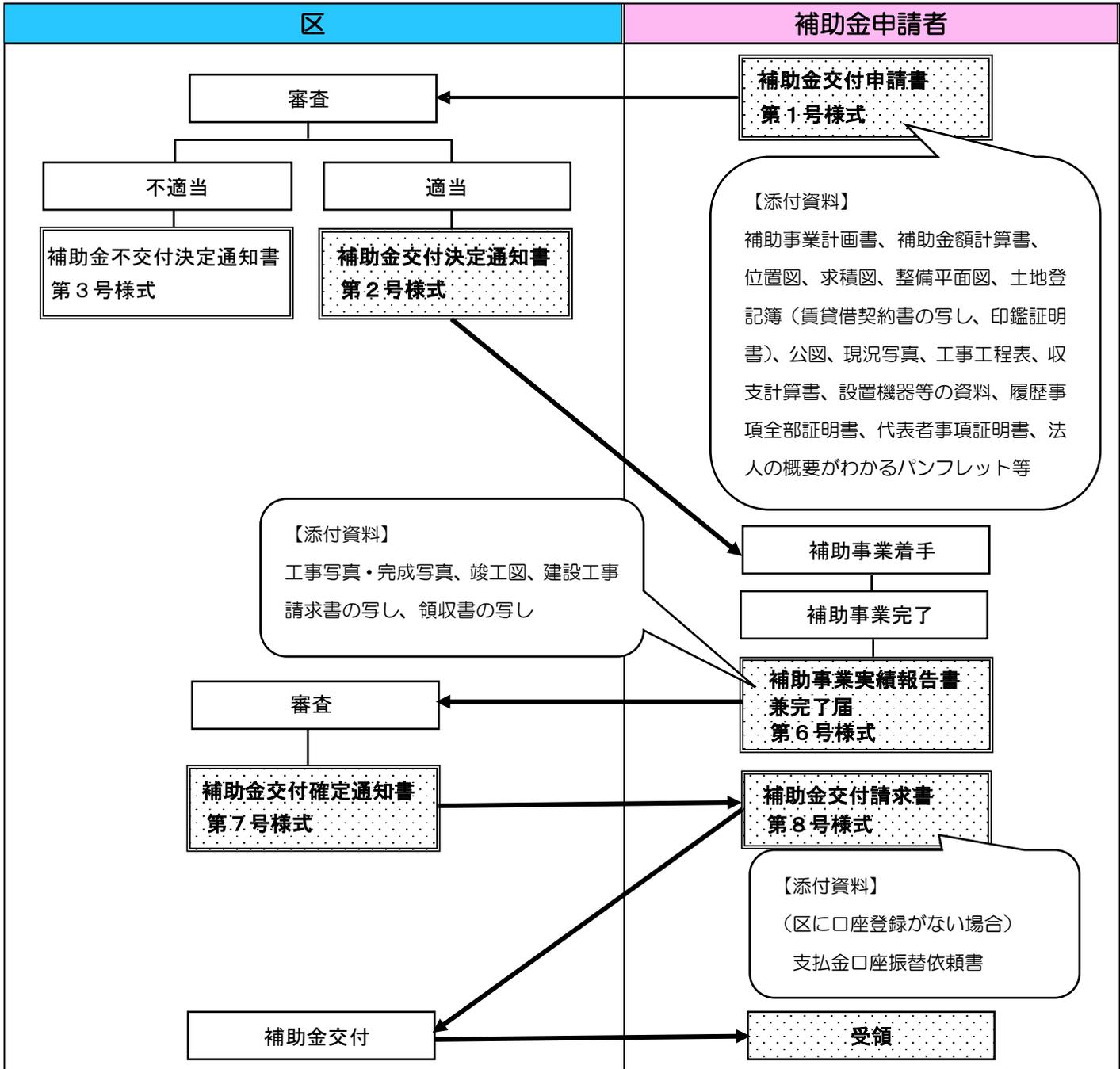
年間駐車実績を18,980台、供用日数を365日とした場合

- ・ 平均駐車台数 18,980台÷365日=52台/日
収容台数（50台）<平均駐車台数（52台）
よって、@3,000円×50台=150,000円
- ・ 管理費補助金額=150,000円/年

※1,000円未満の端数がある場合は切り捨て



◆補助金交付手続きの流れ◆



- 補助金交付決定後、工事内容の変更、中止、廃止等がある場合は、「民営自転車駐車場育成補助金補助事業変更・中止・廃止承認申請書」（第4号様式）の提出が必要です。
- 開設後5年を経過するまでの間に、相続・譲渡その他の事由により当該自転車駐車場を引き継ぐ場合は、「民営自転車駐車場育成補助措置承継承認書」（第10号様式）の提出が必要です。
- 開設後5年を経過するまでの間に、補助事業の廃止や他の目的で利用する等の場合は、「民営自転車駐車場財産処分承認申請書」（第11号様式）を提出し、承認が必要です。
- 条例又は要綱に違反したとき、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、補助金を他の用途で使用したとき等があった場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還していただきます。



【問い合わせ先】

杉並区都市整備部土木管理課自転車対策係

TEL03 (3312) 2111 内線 3456